

# 蕨市いじめ防止基本方針

(平成30年2月改定)

蕨市・蕨市教育委員会

## はじめに

蕨市では、平成25年2月に「蕨市いじめのない明るい学校づくり宣言」を制定し、その宣言の下、各学校においていじめ撲滅のための様々な取組を行ってきた。また、同年11月には、「蕨市いじめのない明るい学校づくり会議」を行い、各学校の取組を発表するとともに、中学校区での協議を通して、「いじめは絶対に許さない」という強い決意を示してきたところである。

いじめを防止するためには、いじめに関する問題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、子供たちが自ら安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていく必要がある。そして、それは子供だけではなく、大人にも重大な責務があり、蕨市全体で取り組んでいかなければならない。

そこで蕨市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「蕨市いじめ防止基本方針」を策定するものである。

蕨市立学校においては、蕨市いじめ防止基本方針が求める「教育委員会の取組」等、市が実施する施策を参考して、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」に対処しなくてはならない。

なお、蕨市いじめ防止基本方針において「学校」とは、蕨市内の公立学校をいう。ただし、幼稚園及び保育園を除く。

## 第1 蕨市いじめ防止基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

### 1 策定の目的

蕨市は、法の趣旨を踏まえ、国及び埼玉県のいじめ防止基本方針を参考し、蕨市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、蕨市いじめ防止基本方針を定める。

蕨市いじめ防止基本方針では、蕨市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、蕨市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、蕨市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、蕨市いじめ防止基本方針が、本市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というP D C Aサイクルを盛り込む。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、学校、家庭、地域、市その他の関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

- (1) いじめが全ての児童生徒に關係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- (2) いじめをせず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童生徒がいじめ問題に関して意識を高められるよう、互いに尊重し合う気持ちや態度を育てることを目指す。
- (3) いじめは絶対に許されないことであり、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得ることから、児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。
- (4) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のために蕨市が実施する施策

#### (1) 組織の設置等

##### (いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

蕨市は、条例の定めにより、次の組織を設置する。

- ① 蕨市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、「蕨市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を整備する。  
連絡協議会は学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者により構成される。  
なお、事務局は教育部学校教育課が主管する。

会議内容は、次のとおりである。

- ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- イ 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

② 蕨市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に基づき、法第28条に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うために、「蕨市いじめ問題調査審議会（以下、「問題調査審議会」という。）」を設置する。

また、問題調査審議会には、公平性・中立性を確保するため、必要に応じて、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

## （2） いじめ防止等のための基本施策

蕨市は、次の基本施策に基づき、いじめ防止等のための対策を行う。

- ① 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じる。（「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」を活用した教職員への研修など。）
- ② 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動を推進する。（いじめの未然防止のための教育の充実を図る。）
- ③ 児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や、主体的な活動を支援する。また、毎年11月を「いじめ防止強調月間」と定め、児童生徒によるいじめ防止活動の成果を普及する。
- ④ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
  - ・蕨市教育センターに統括教育相談員、教育相談員、スクールソーシャルワーカーを配置する。
  - ・さわやか相談室の活用を図る。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施するとともに、インターネットの使用に関するルールや情報モラル教育の充実に努める。（「蕨市ケータイ・スマホルール」の啓発等。）
- ⑥ 学校評価等において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、「いじめ防止対策推進法」第34条を踏まえるよう、教育委員会は、学校に対して指導・助言を行う。
- ⑦ いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権教育の充実を図る。
- ⑧ 学校、家庭及び地域において、児童生徒が安心して過ごすことができるよう、児童生徒に対するあいさつ・見守り活動における連携を促進する。
- ⑨ いじめを早期発見するために、学期に2回のアンケート調査を学校に実施させ、その結果を教育委員会に報告させる。
- ⑩ 教育相談週間を設け、児童生徒一人ひとりが相談しやすい体制をつくるよう、学校に指導・助言を行う。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校は、国、県、市の基本方針を参照し、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定める。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込みず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

- ① 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくく・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定めるなど、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ② 学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- ③ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- ④ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというP D C Aサイクルを盛り込んでおく必要がある。
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
- ⑥ 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
- ⑦ 児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。
- ⑧ 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)

- ⑨ 11月が蕨市におけるいじめ防止強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を11月にも位置付けるよう努める。
- ⑩ 重大事態への対処については、蕨市いじめ防止基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)
- ⑪ 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。
- ⑫ 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるように公表するとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明し、理解と協力を得られるようにする。

## (2) いじめ防止等に取り組む組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

**第22条** 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うための中核となるいじめ防止対策の組織を置く。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

この組織は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとする。

この組織の構成員には、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

また、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同志の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようとするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とすることが有効である。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

① 未然防止

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

② 早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報の窓口としての役割

イ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む。）があつたときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

③ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ウ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）

また、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

（3） 学校におけるいじめの未然防止

① いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

② 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

③ 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

④ 児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

⑤ 未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互

いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- ⑥ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ⑦ いじめ防止等に資する児童生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- ⑧ 児童生徒の、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- ⑨ 学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。
- ⑩ いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

### (4) 学校におけるいじめの早期発見

- ① 日常的に児童生徒の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ 各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- ④ アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ⑤ いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの複数回実施、児童生徒との面談等による定期的な調査その他必要な措置を講ずる。
- ⑥ 児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

### (5) 学校におけるいじめに対する措置

- ① 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、迅速かつ組織的に事実確認を行う。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。
- ② 児童生徒がいじめを受けていると分かったときは、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通し、速やかにいじめを止めさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

ア いじめを受けた児童生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援

イ いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言

ウ 全体（学級、部活動、遊び仲間等）の問題として、児童生徒への指導

③ いじめを行った児童生徒及びいじめを受けた児童生徒への指導・支援にあっては、状況により学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

④ インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて市その他の関係機関等の協力や援助を求める。

⑤ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署との連携を図る。

⑦ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものと含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### 3 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### (1) 教育委員会又は学校による調査等

- ① 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。
- ② いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったときは、県立学校及び私立学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。その際、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からぬということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。
- ③ 学校は重大事態が生じたときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに市長に報告する（法第30法第1項）。
- ④ 学校は、その事態に対処するとともに、速やかに調査をするための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する（法第28条第1項）。なお、学校が主体の調査では重大事態への調査及び同種の事案の発生防止に支障が生じるおそれがあるときは、教育委員会が調査を実施する。
- ⑤ 調査は、必要に応じて、教育委員会に設置した問題調査審議会が行う。
- ⑥ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし（法第28条第2項）、提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ⑦ 教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う。  
(法第28条第3項)。
- ⑧ 教育委員会又は学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長に報告する。なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者から申し出があった場合は、いじめを受けた児童

生徒又はその保護者所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。

### (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- ① 市長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、付属機関として「蕨市いじめ問題調査委員会（以下、「問題調査委員会」という。）」を設けて、再調査を行うことができる（法第30条第3項）。また、問題調査委員会には、公平性・中立性を確保するため、必要に応じて、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。
- ② 再調査においても、当該児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ③ 市長は、教育委員会又は学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する（法第30条第3項）。
- ④ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生防止に向けた必要な措置を講じる（法第30条第5項）。

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

蕨市は、法の施行状況等を勘案して、連絡協議会の会議において毎年度、蕨市いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、蕨市は学校における学校いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。